

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

様

(請求者)

郵便番号

住所又は居所

フリガナ

氏 名

電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 91 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

開示を受けた年月日	年 月 日	
開示決定通知書の文書番号 及び開示決定日	文書番号： 開示決定日：	
訂正請求に係る保有個人情報の内容		
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)	
代理人が 請求する 場合にお ける本人 の氏名等	フリガナ	
	氏 名	
	住所又は居所	
	電話番号	※任意代理人の場合
	代理人の種別	<input type="checkbox"/> 法定代理人（本人について次のいずれかを選択） <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
備考		

- 注 1 □については、該当する□にレ印を付けてください。
- 2 訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提示し、又は提出してください。
- 3 請求の際は、本人（代理人による請求の場合は、代理人自身）であることを証明するために必要な書類（運転免許証、健康保険証又は個人番号カード等）の提示又は提出が必要です。
- 4 法定代理人による請求の場合は 3 の書類のほか、本人との関係を証明するために必要な書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）の提示又は提出が必要です。
- 5 任意代理人による請求の場合は、3 の書類のほか委任状等の提出が必要です。
- 6 4 及び 5 の書類は、訂正請求の日前 30 日以内に作成されたものに限りです。
- 7 任意代理人による請求の場合は、本人に対する代理権の付与についての確認を電話等により行う場合がありますので、本人の電話番号を必ず記載してください。
- 8 訂正請求をした代理人が当該訂正請求に係る保有個人情報の訂正を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を届け出てください（当該届出を受理した段階で、取下げがあったものとみなします。）。
- 9 開示の決定を受けたことの確認のため、必要に応じて、保有個人情報開示決定通知書の提示を求めることがあります。
- 10 個人情報の保護に関する法律第 90 条第 3 項の規定により、訂正請求は、開示を受けた日から 90 日を経過するとできなくなります。
- 11 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とします。

(裏面あり)

【通知の送付先（請求者欄の住所又は居所と異なる場合のみ記載）】

郵便番号	
住所	
電話番号	
送付先が異なる理由 ※理由を証明する書類 (入院先の医療機関 の証明等)を提示又は 提出してください。	

【郵送により訂正請求を行う場合の注意事項】

- 1 請求者本人（代理人による請求の場合は、代理人自身）であることを証明するために、次の書類を提出してください。
 - (1) 本人又は代理人が個人の場合：ア又はイの書類及びウ又はエの書類、合計2種が必要
 - ア 法令の規定により交付された書類の写しで、請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている以下のいずれかの書類
 - ・運転免許証 ・健康保険証 ・個人番号カード（表面のみ）
 - ・その他法令の規定により交付された書類（名称： ）
 - イ アの書類が提出できない場合に本人を確認できる書類の写し
(名称：)
 - ウ 住民票の写し（訂正請求の日前30日以内に作成されたものに限り、個人番号の記載がある場合は、当該番号を黒塗りする。）
 - エ ウの書類が提出できない場合の書類（訂正請求の日前30日以内に作成されたものに限る。）
(名称：)
(例：在外公館発行の在留証明、請求者が所在する施設の管理者が発行した居住証明書等)
 - (2) 代理人が法人の場合：アからウまでの書類、合計3種が必要
 - ア 訂正請求をしようとする者に係る上記(1)ア又はイのいずれかの書類（括弧の中に書類の名称を記入）
(名称：)
 - イ 当該法人の登記事項証明書（訂正請求の日前30日以内に作成された原本に限る。）
 - ウ 当該法人の印鑑証明書又は印鑑カードの写し及び当該証明により証明される印が押された訂正請求をしようとする者への委任状の写し（法人の代表者が訂正請求をしようとする場合、委任状の写しは不要）
- 2 法定代理人による請求の場合は、1の書類のほか、戸籍謄本その他その資格を証明する書類（訂正請求の日前30日以内に作成されたものに限る。）を提出してください。
- 3 任意代理人による請求の場合は、1の書類のほか、訂正請求用委任状（様式第26号）その他その資格を証明する書類（訂正請求の日前30日以内に作成されたものに限る。）を提出してください。